

明石市自治基本条例の検証に係る中間報告について

令和5年度より開始した明石市自治基本条例の検証について、下記のとおり進捗をご報告いたします。

記

1 検証内容

明石市自治基本条例第38条において、市長は条例の内容等について、市民参画の下、定期的に検証を行う旨が規定されています。

そのため、条例に基づく各制度のこれまでの取組の成果や課題を洗い出し、当該制度の内容が

- ・現在の社会情勢に適合しているか
- ・本市にふさわしいか
- ・条例に基づく基本原則に沿った運用ができているか

等について次の各段階で検証していきます。

2 検証の進捗状況

(1) 所管課による	「自己検証」	(一次評価)	R5.9
(2) 庁内検証会議による	「横断的検証」	(二次評価)	R5.10～R6.3
(3) 市民による	「パブリックコメント」		R6.5～R6.6
(4) 市民、有識者による	「市民検証」	(三次評価)	R6.9～
(5) 所管課による	「見直し」		

3 内部検証の結果について

所管課及び庁内検証会議による内部検証が終了したことを受け、当該検証結果について、別添報告書のとおり取りまとめを行いました。

4 パブリックコメントについて

内部検証に係るパブリックコメント（R6. 5/25～R6. 6/25）を下記のとおり実施しています。

○各制度の意見内訳（R6. 6/13 時点）

1 市民参画制度	4件
2 住民投票制度	2件
3 協働のまちづくり制度	0件
4 広報制度	1件
5 情報公開制度	1件
6 個人情報保護制度	1件
7 総合計画制度	2件
8 財政運営制度	1件
9 政策法務制度	0件
10 評価制度	0件
11 行政改革制度	2件
12 組織制度	1件
13 行政手続制度	0件
14 広聴制度	1件
15 行政オンブズマン制度	0件
16 法令遵守及び公益通報制度	0件
17 危機管理制度	1件
18 行政連携制度	0件
19 その他	2件
計	19件

5 市民検証について

以上を踏まえ、市民・有識者で構成する「明石市自治基本条例市民検証会議」において市民検証を実施します（R6. 9～）。

【構成委員（予定）】

- ・学識経験者（地方自治、行政法等）
- ・地域団体（市連合まちづくり協議会等）
- ・公募市民 等

※前回市民検証（H27. 10～H29. 3）：7名で構成